

「びわ湖大津まちづくり会議」 趣意書（案）

「びわ湖大津まちづくり会議」が掲げる目的・方針そして進め方を、趣旨として、以下に宣言する。

【目的】

この10年、地域住民・行政・事業者の三者協働で取組んだ結果、さまざまな場所で市民が集い、賑わいが生み出され、さらに、多くのまちづくりの担い手が育った大津市中心市街地活性化事業は、まちなかに安全・安心そして信頼の絆を根付かせることとなった。

今後もその成果を受け継ぎ琵琶湖を中心に、地域の歴史・文化を活かしつつ、更なる大津市中心部の恒常的、且つ、持続性のある活力溢れる回遊性豊かな賑わいの創出をめざす。

【方針】

- ・ JR 大津駅および県庁周辺のさらなる活性化。
- ・ JR 大津駅から湖岸までの導線づくり。
- ・ 浜大津からなぎさ公園にいたる湖岸の一層の活用。
- ・ 北国海道や三井寺・疏水などの歴史資源の活用。
- ・ 大津百町を中心に広がる東海道や宿場町大津の歴史資源の保存と活用。
- ・ 大津祭をはじめとする地域に受け継がれている祭事や文化の伝承と活用。
- ・ 官民連携の下、民間活力の積極的な推進が図れる協働化体制の構築。

【進め方】

- ・ 中心市街地活性化事業を評価し、その成果を一層積極的に進める。
- ・ 大津市や株式会社まちづくり大津と連携し、「方針」の具現化を進める。
- ・ 地域に根ざす民間事業者の活力を見出し、積極的な支援と強固な連携を進める。
- ・ 関係機関とも連携を図り進める。

【活動対象エリア】

- ・ 別に添付するエリア図に記載する、大津百町・県庁周辺・なぎさ公園湖岸および三井寺、疏水の各エリアを合せた区域とする。

平成 30 年 4 月 吉日

びわ湖大津まちづくり会議

「びわ湖大津まちづくり会議」規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「びわ湖大津まちづくり会議」（以下「まちづくり会議」と称する）という。

（目的）

第2条 「まちづくり会議」は別に定める趣意書の通り、大津市中心市街地活性化事業の成果を受け継ぎ、琵琶湖を中心に地域の歴史・文化を活かしつつ、更なる大津市中心部の恒常的、且つ、持続性のある活力溢れる、回遊性豊かな賑わいの創出をめざすことを目的とする。

（活動）

第3条 「まちづくり会議」は、大津市中心部の活性化に寄与する、事業の企画および実施提案を行う。

2. 「まちづくり会議」は、都市再生推進法人である株式会社まちづくり大津に対し、前条の目的を達成するための検討・提言を行う。

（組織）

第4条 「まちづくり会議」は、第11条で定める会員で構成する。

2. 会員は、第2条目的の実現を図る団体・個人とする。

（会議）

第5条 「まちづくり会議」は、すべての会員を招集する全体会と、「まちづくり会議」の運営や決定事案等を執行する、役員で構成する役員会を設置する。

2. 「まちづくり会議」は、目的に適うテーマ毎の部会を、役員会の承認を得て設置することができる。
3. 部会には希望する会員の参加を認める。加えて、部会には非会員であってもテーマに適う人材を発掘し、参加要請をすることができる。

（役員）

第6条 「まちづくり会議」には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名

2. 会長は、「まちづくり会議」を代表し、その職務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長が指名する副会長が会務を代行する。
4. 会計は、正副会長を補佐し、会計に関するすべての事務を統べる。
5. 事務局長は、正副会長および会計を補佐し、会務に関するすべての事務を統べる。
6. 役員は、定例的に役員会を開催する。また、必要に応じて、会員を招集することができる。

(役員を選任)

第7条 役員は、全体会で選任する。

(役員任期)

第8条 「まちづくり会議」役員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(総会)

第9条 全体会は、会長が招集する。また、全体会の議長は、会長が務める。

2. 全体会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の制定および改廃に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 各部会に関すること。
- (4) その他、「まちづくり会議」の目的に関連すること。

(事務局の設置)

第10条 「まちづくり会議」は、本会の運営等の事務対応を担うため、事務局を〇〇〇〇〇〇に設置する。

2. 事務局には事務局長を置く。事務局長は役員として役員会を構成する。

(会員の入退会)

第11条 「まちづくり会議」会員の入会および退会の手続きはともに、事務局を通じて行う。

- (1) 入会については自薦・他薦ともに、役員会の承認を得ることとする。
- (2) 本会からの退会は、退会の意思を役員会に伝えることで手続きを終了する。また、会員資格の喪失として、以下のいずれかの事項に該当する行為を行ったと役員会が判断した場合、除名とし会員資格を喪失する。
 - ① 公序良俗に違反する行為。
 - ② 法令に違反する行為。
 - ③ 本会の活動や運営を意図的に妨害する行為。
 - ④ その他、本会の目的に反し、本会の名誉を傷つける行為。

(会計)

第12条 「まちづくり会議」の運営は、助成金・会費・寄付金およびその他収入を以て充てる。

(会計年度)

第13条 「まちづくり会議」の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則の設定)

第14条 「まちづくり会議」の運営等について、必要な事項は別途「細則」として定めることとする。

附 則

本規約は、平成30年4月〇日から施行する。

(以下、余白)